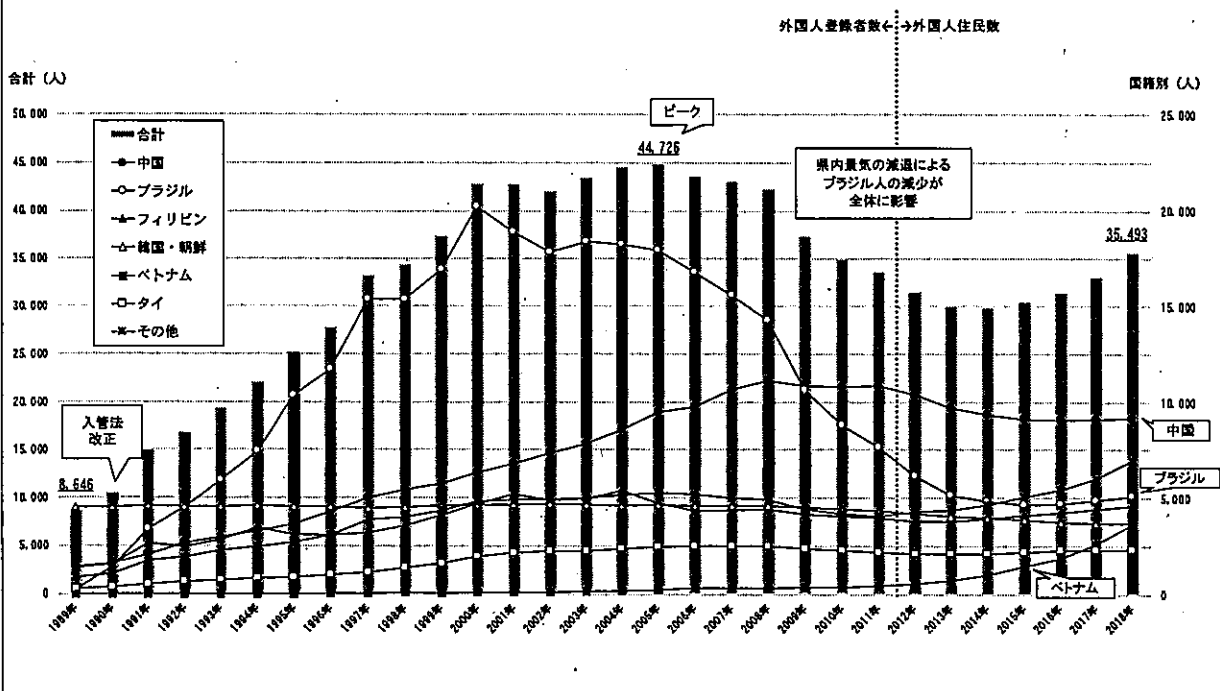


1 外国籍県民の状況

(1) 県内に在住する外国人の推移

- 平成2(1990)年の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人が急増するなど、外国籍県民が増加した。
- 県内景気の減退により近年減少が続いていたが、平成27(2015)年に増加に転じ平成30(2018)年12月末の県内の外国人住民数は35,493人と前年に続き増加している(対前年2,556人増(+7.8%))。
- 国籍別では、ベトナムが前年から1,064人増加し、タイを上回った。(対前年+41.1%)



区分	外国人登録者数 ← → 外国人住民数																構成比	
	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)		2018年 (H30)
中国	7,321	7,849	8,583	9,467	9,762	10,649	11,146	10,835	10,791	10,846	10,403	9,727	9,368	9,124	9,072	9,095	9,150	25.78%
ブラジル	17,818	18,400	18,242	17,911	16,789	15,595	14,278	10,632	8,777	7,679	6,160	5,154	4,822	4,663	4,692	4,856	5,104	14.38%
フィリピン	4,854	4,973	5,359	4,731	4,307	4,386	4,415	4,162	4,048	3,967	3,765	3,795	3,911	4,101	4,221	4,419	4,612	12.98%
韓国・朝鮮	4,684	4,657	4,618	4,628	4,612	4,582	4,589	4,505	4,432	4,314	4,181	4,052	3,953	3,857	3,742	3,705	3,690	10.40%
ベトナム	88	131	162	234	305	320	326	374	336	456	545	740	980	1,457	1,875	2,587	3,651	10.28%
タイ	2,231	2,246	2,358	2,457	2,489	2,497	2,515	2,370	2,251	2,201	2,083	2,079	2,094	2,162	2,258	2,267	2,331	6.57%
その他	4,909	5,012	5,160	5,298	5,185	5,015	4,899	4,426	4,179	4,058	4,261	4,383	4,661	5,079	5,441	6,007	6,955	19.60%
合計	41,905	43,270	44,482	44,726	43,449	43,044	42,168	37,304	34,814	33,521	31,398	29,924	29,789	30,443	31,301	32,937	35,493	100.00%

[県国際課：外国人住民統計] (毎年12月末現在)

※ H23(2011)年末までは「外国人登録者数」(市町村の外国人登録者数を集計した数値)

H24(2012)年末からは「外国人住民数」(市町村の住民基本台帳上の外国人人口を集計した数値)

※ 当資料の数値は県国際課の集計であり、出国記録等によって調整された法務省「在留外国人統計」の数値とは差が生じている。

(2) 都道府県別外国人住民数の状況

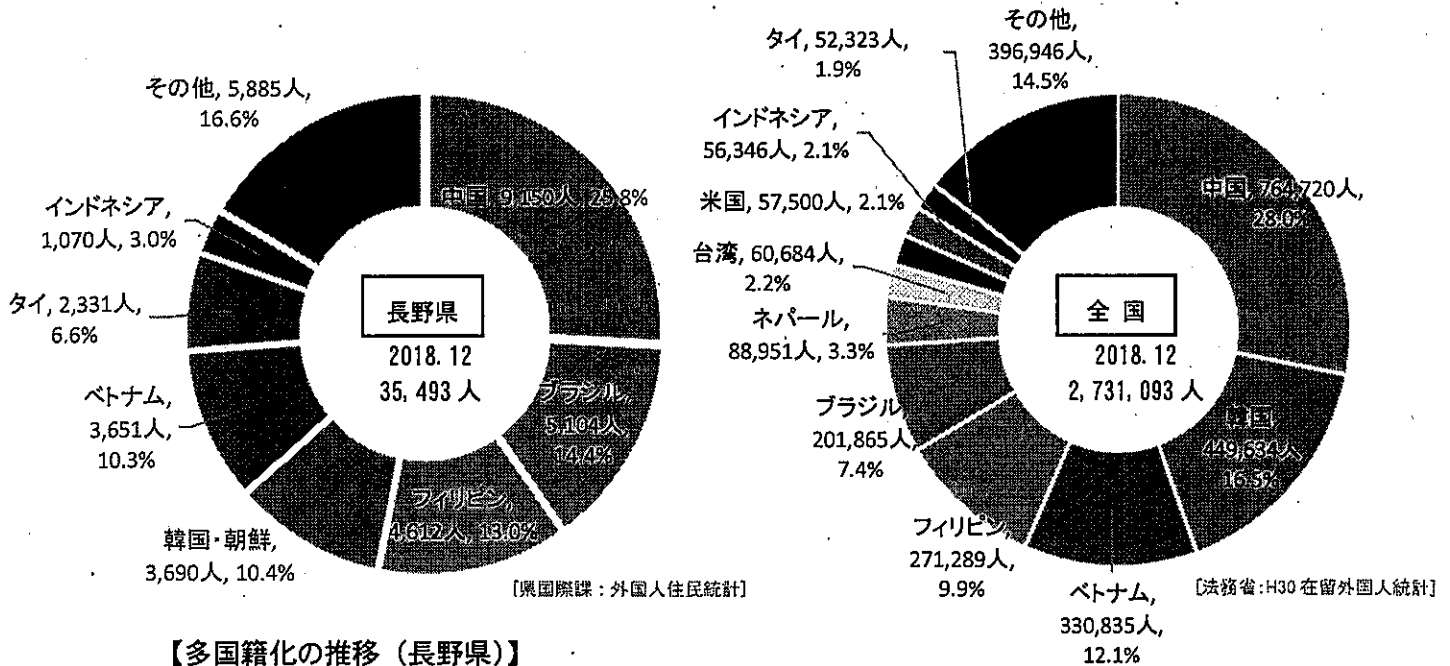
総務省の平成30年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口で見ると、外国人住民数が一番多いのは、東京都の521,502人、次いで愛知県235,320人、大阪府225,269人となっており、長野県は全国で17番目に多い。

[総務省：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成30年1月1日現在）]

都道府県名	人口	増減数	増減率
合計	2,497,656	174,228	7.50%
1 東京都	521,502	35,156	7.23%
2 愛知県	235,320	18,102	8.33%
3 大阪府	225,269	10,212	4.75%
4 神奈川県	198,504	12,645	6.80%
5 埼玉県	164,182	14,957	10.02%
6 千葉県	143,351	12,626	9.66%
7 兵庫県	104,056	3,976	3.97%
8 静岡県	82,675	6,076	7.93%
9 福岡県	71,036	6,823	10.63%
10 茨城県	61,918	5,075	8.93%
11 京都府	56,951	2,546	4.68%
12 群馬県	53,508	4,987	10.28%
13 岐阜県	49,168	2,393	5.12%
14 広島県	48,316	2,932	6.46%
15 三重県	47,671	4,226	9.73%
16 栃木県	38,843	3,122	8.74%
▶17 長野県	32,965	1,658	5.30%
18 北海道	31,726	3,537	12.55%
19 滋賀県	26,547	1,504	6.01%
20 岡山県	25,594	1,741	7.30%

(3) 国籍別（全国との比較）

平成2(1990)年の入管法改正以降、県内には製造業を中心とした就労目的の日系ブラジル人が急増したことから、全国と比較し「ブラジル」国籍の割合が高くなっている。



【多国籍化の推移（長野県）】

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
98 各国	96 各国	100 各国	104 各国	104 各国	107 各国	118 各国	121 各国

[県国際課：外国人住民統計]

(4) 国籍別 (広域の状況)

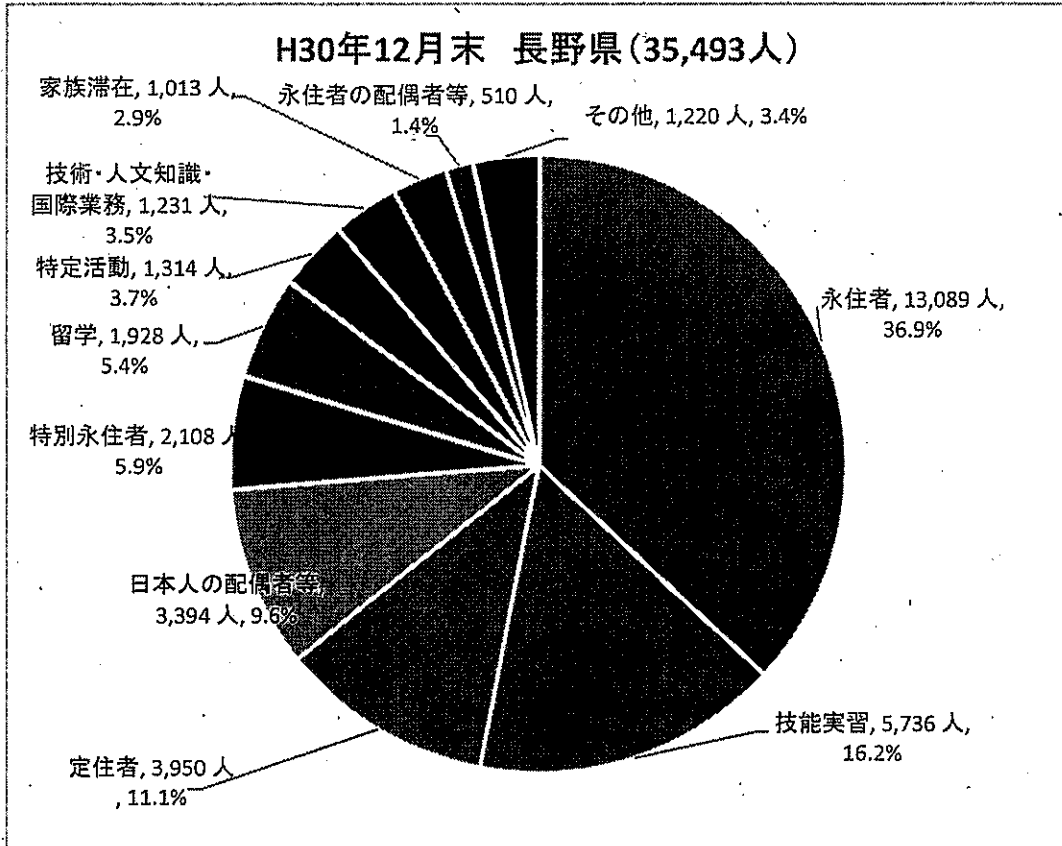
(単位:人)

国籍・地域 広域	中国	ブラジル	フィリピン	韓国 又は 朝鮮	ベトナム	タイ	その他	合 計	対前年 増減
佐 久 (構成比)	781 (8.54%)	183 (3.59%)	392 (8.50%)	271 (7.34%)	312 (8.55%)	692 (29.69%)	826 (11.88%)	3,457 (9.74%)	252
前年同期	742	189	368	282	236	668	720	3,205	
上 田 (構成比)	1,111 (12.14%)	862 (16.89%)	193 (4.18%)	403 (10.92%)	545 (14.93%)	307 (13.17%)	1,244 (17.89%)	4,665 (13.14%)	421
前年同期	1,111	700	160	412	420	313	1,128	4,244	
諏 訪 (構成比)	701 (7.66%)	566 (11.09%)	695 (15.07%)	343 (9.30%)	461 (12.63%)	157 (6.74%)	661 (9.50%)	3,584 (10.10%)	148
前年同期	723	562	691	345	367	126	622	3,436	
上伊那 (構成比)	819 (8.95%)	1,610 (31.54%)	839 (18.19%)	222 (6.02%)	416 (11.39%)	88 (3.78%)	520 (7.48%)	4,514 (12.72%)	352
前年同期	772	1,518	815	231	302	80	444	4,162	
南信州 (構成比)	1,396 (15.26%)	412 (8.07%)	578 (12.53%)	108 (2.93%)	263 (7.20%)	57 (2.45%)	184 (2.65%)	2,998 (8.45%)	179
前年同期	1,411	409	538	106	113	63	179	2,819	
木 曾 (構成比)	82 (0.90%)	16 (0.31%)	119 (2.58%)	40 (1.08%)	19 (0.52%)	7 (0.30%)	33 (0.47%)	316 (0.89%)	▲ 11
前年同期	87	22	125	41	9	18	25	327	
松 本 (構成比)	1,587 (17.34%)	899 (17.61%)	993 (21.53%)	1,325 (35.91%)	572 (15.67%)	279 (11.97%)	1,066 (15.33%)	6,721 (18.94%)	287
前年同期	1,594	944	937	1,323	390	275	971	6,434	
北アルプス (構成比)	202 (2.21%)	86 (1.68%)	121 (2.62%)	133 (3.60%)	145 (3.97%)	64 (2.75%)	1,066 (15.33%)	1,817 (5.12%)	359
前年同期	194	74	133	133	101	62	761	1,458	
長 野 (構成比)	2,043 (22.33%)	376 (7.37%)	524 (11.36%)	794 (21.52%)	776 (21.25%)	569 (24.41%)	918 (13.20%)	6,000 (16.90%)	429
前年同期	2,055	334	506	777	529	552	818	5,571	
北 信 (構成比)	428 (4.68%)	94 (1.84%)	158 (3.43%)	51 (1.38%)	142 (3.89%)	111 (4.76%)	437 (6.28%)	1,421 (4.00%)	140
前年同期	407	104	146	55	120	110	339	1,281	
合 計 (構成比)	9,150 (100.00%)	5,104 (100.00%)	4,612 (100.00%)	3,690 (100.00%)	3,651 (100.00%)	2,331 (100.00%)	6,955 (100.00%)	35,493 (100.00%)	2,556
前年同期	9,096	4,856	4,419	3,705	2,587	2,267	6,007	32,937	
対前年 増減	54	248	193	▲ 15	1,064	64	948		

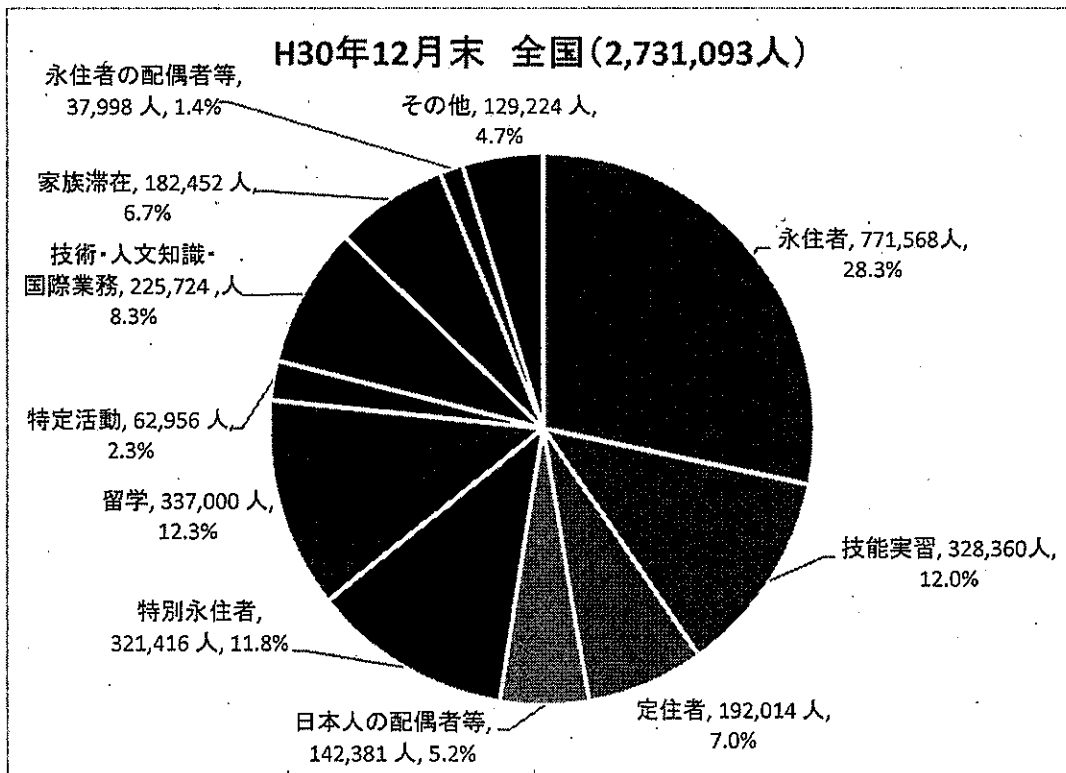
[県国際課：外国人住民統計]

(5) 在留資格別（全国との比較）

全国と比較し、「永住者」、「技能実習」、「定住者」の割合が高い。
一方、「留学」、「技術・人文知識・国際業務」の割合は低い。



[県国際課：外国人住民統計]



[法務省：H30 在留外国人統計]

(6) 主要在留資格上位6ヶ国籍・地域

- ・「永住者」を平成22年と平成30年で比較すると、全体で110.5%増加している。
平成10年に、永住者に資格変更するために必要な在留期間が20年から10年に短縮となり、一貫して増加している。
- ・「技能実習」を平成22年と平成30年で比較すると、全体で260.6%と著しく増加している。
平成30年では、技能実習全体のうち、ベトナムが43.8%、中国が26.2%を占める。
- ・「留学」を平成22年と平成30年で比較すると、全体で179.2%と著しく増加している。
中国が減少傾向にある一方で、平成25年からベトナムが急増している。

(単位：人)

在留資格	国籍・地域	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
永住者	全 体	11,842	12,276	12,183	12,228	12,344	12,488	12,792	12,987	13,089
	中 国	3,777	4,021	4,106	4,223	4,531	4,393	4,488	4,526	4,482
	ブラジル	3,560	3,561	3,120	2,775	2,664	2,626	2,685	2,721	2,773
	フィリピン	1,804	1,884	1,968	2,070	2,109	2,148	2,200	2,221	2,222
	タイ	815	858	885	920	948	976	1,027	1,062	1,079
	韓国・朝鮮	615	633	634	680	699	715	748	760	781
	台湾 ※4	-	-	155	232	260	300	301	300	301
日本人の配偶者等	全 体	5,629	5,194	4,549	4,098	3,856	3,629	3,463	3,381	3,394
	フィリピン	1,081	1,030	894	790	733	692	640	623	609
	ブラジル	1,527	1,218	900	711	635	585	577	582	610
	中 国	1,126	1,070	942	846	770	700	643	580	572
	タイ	753	739	700	682	645	612	585	570	569
	韓国・朝鮮	576	580	524	483	456	420	376	352	329
	米 国	84	89	91	83	78	83	91	87	89
定住者	全 体	6,146	5,263	4,408	3,926	3,760	3,617	3,553	3,660	3,950
	ブラジル	3,569	2,794	2,056	1,612	1,470	1,402	1,373	1,493	1,647
	フィリピン	684	678	676	683	712	715	725	743	794
	中 国	878	807	741	695	653	599	529	520	554
	タイ	299	314	307	317	306	312	316	303	322
	韓国・朝鮮	130	136	140	144	145	140	151	121	131
	ベルギー	272	233	160	135	129	110	124	120	117
技能実習 ※2	全 体	2,201	3,201	3,303	2,939	2,975	3,470	3,803	4,565	5,736
	ベトナム	160	349	399	460	606	926	1,208	1,741	2,512
	中 国	1,681	2,378	2,355	1,915	1,669	1,585	1,495	1,464	1,503
	フィリピン	37	53	90	141	237	402	459	584	705
	インドネシア	250	331	336	300	332	353	369	443	614
	タイ	65	73	80	64	83	124	149	145	171
	カンボジア	0	3	15	23	13	25	51	65	91
留学 ※3	全 体	1,076	1,048	1,126	1,174	1,310	1,444	1,680	1,769	1,928
	ベトナム	35	42	87	214	301	410	483	496	549
	中 国	725	700	675	566	505	436	476	453	454
	台湾 ※4	-	-	10	33	66	93	101	121	146
	ネパール	20	45	67	52	77	86	76	114	128
	韓国又は朝鮮	114	93	98	85	80	94	94	105	126
	スリランカ	8	9	14	38	45	73	103	110	107

[県国際課：外国人住民統計]

※1 主要在留資格は、人数が多い上位5つ（特別永住者を除く。）を集計。

※2 在留資格「技能実習」が新設（H22.7.1施行）

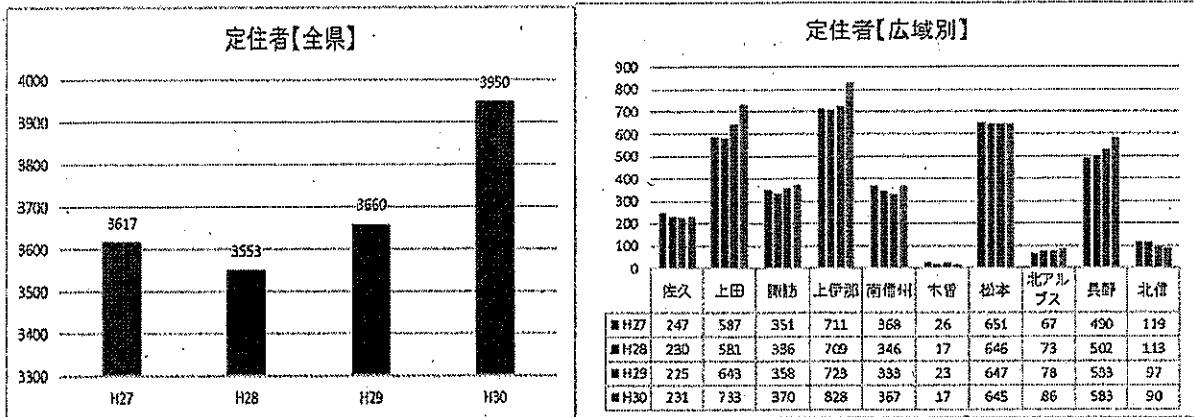
※3 「留学」と「就学」の区別をなくし「留学」の在留資格へ一本化（H22.7.1施行）

※4 平成24年7月9日から、改正入管法により在留カードが交付され、在留カードの国籍・地域欄へは「台湾」と表記される。

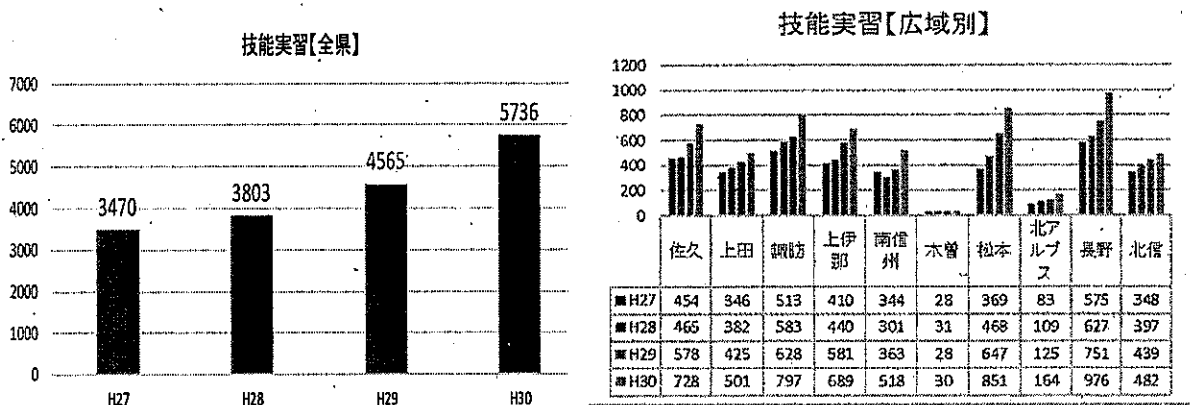
- 永住者** 法務大臣が永住を認める者（在留期間無制限）
- 定住者** 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
（在留期間は5年を超えない範囲）
（例：日系3世、中国残留邦人等）

参考 在留資格別の広域別における特徴

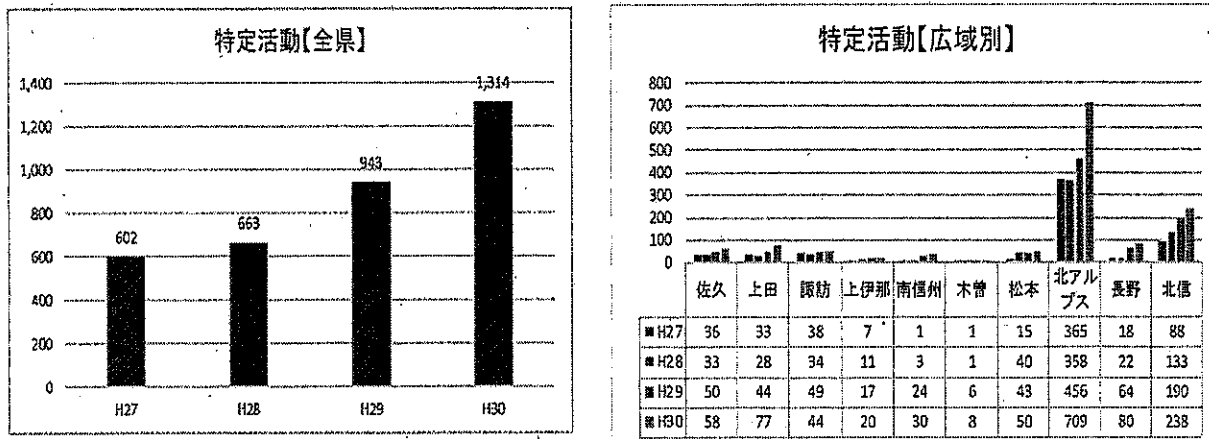
【定住者】前年から290人増加しており、「上田」及び「上伊那」で約100人ずつ増加。



【技能実習】前年と比較し、25.7%増加している。全県で増加傾向。



【特定活動】前年と比較し39.3%の増加。北アルプス地域で増加している。



特定活動 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動（在留期間は5年を超えない範囲）
 （例：ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等）

〔県国際課：外国人住民統計〕

(7) 市町村別外国人住民数及び総人口に占める割合

No.	市町村	H30. 12. 31現在 外国人住民数 (a)	H30. 12. 31現在 総人口 (b)	割合 (a) / (b)	No.	市町村	H30. 12. 31現在 外国人住民数 (a)	H30. 12. 31現在 総人口 (b)	割合 (a) / (b)
1	上田市	4,111	158,111	2.60%	41	松川町	118	13,272	0.89%
2	松本市	3,961	239,635	1.65%	41	豊丘村	118	6,733	1.75%
3	長野市	3,799	377,967	1.01%	43	原村	117	8,003	1.46%
4	飯田市	2,282	101,836	2.24%	44	松川村	113	9,763	1.16%
5	伊那市	1,752	68,310	2.56%	45	高山村	107	7,109	1.51%
6	安曇野市	1,285	97,800	1.31%	46	信濃町	97	8,433	1.15%
7	諏訪市	1,279	49,824	2.57%	47	佐久穂町	85	11,164	0.76%
8	塩尻市	1,226	67,364	1.82%	48	池田町	80	9,838	0.81%
9	佐久市	1,181	99,219	1.19%	49	飯綱町	68	11,180	0.61%
10	白馬村	971	9,447	10.28%	50	上松町	66	4,540	1.45%
11	茅野市	900	55,104	1.63%	51	中川村	56	4,932	1.14%
12	箕輪町	813	25,050	3.25%	52	大桑村	54	3,735	1.45%
13	岡谷市	811	49,862	1.63%	53	小布施町	53	11,004	0.48%
14	千曲市	779	60,772	1.28%	54	長和町	52	6,122	0.85%
15	小諸市	758	42,464	1.79%	55	喬木村	50	6,391	0.78%
16	中野市	712	44,683	1.59%	56	小海町	48	4,651	1.03%
17	駒ヶ根市	633	32,834	1.93%	57	阿南町	44	4,639	0.95%
18	須坂市	617	50,849	1.21%	58	下條村	39	3,776	1.03%
19	軽井沢町	569	20,389	2.79%	59	筑北村	35	4,576	0.76%
20	大町市	515	27,668	1.86%	60	木島平村	30	4,766	0.63%
21	東御市	474	30,259	1.57%	61	菁木村	28	4,398	0.64%
22	坂城町	467	15,074	3.10%	61	朝日村	28	4,586	0.61%
23	辰野町	402	19,703	2.04%	63	黍草村	25	1,637	1.53%
24	御代田町	357	15,568	2.29%	64	木祖村	23	2,913	0.79%
25	南箕輪村	317	15,496	2.05%	65	南木曾町	22	4,411	0.50%
26	宮田村	287	9,097	3.15%	66	北相木村	16	1,277	1.25%
27	下諏訪町	260	20,228	1.29%	67	天龍村	15	1,290	1.16%
28	飯島町	254	9,489	2.68%	68	南相木村	14	1,010	1.39%
29	山ノ内町	234	12,511	1.87%	68	玉滝村	14	761	1.84%
30	飯山市	227	21,112	1.08%	68	麻績村	14	2,753	0.51%
31	富士見町	217	14,589	1.49%	71	小川村	13	2,607	0.50%
32	野沢温泉村	205	3,730	5.50%	71	栄村	13	1,854	0.70%
33	南牧村	172	3,125	5.50%	73	根羽村	11	912	1.21%
34	山形村	161	8,771	1.84%	73	生坂村	11	1,754	0.63%
35	阿智村	146	6,442	2.27%	75	大鹿村	9	1,008	0.89%
36	小谷村	138	2,981	4.63%	76	売木村	4	552	0.72%
37	木曾町	137	11,169	1.23%	77	平谷村	2	414	0.48%
38	高森町	135	13,148	1.03%		合計	35,493	2,100,926	1.69%
39	川上村	130	3,950	3.29%					
40	立科町	127	7,312	1.74%					

[県国際課：外国人住民統計]

2 長野県における「外国人雇用状況」の届出状況（資料：長野労働局）



長野労働局発表（30-67）
平成31年1月25日
14:00 解禁

担	職業安定部 職業対策課 課長 常田 孝夫
当	課長補佐 中澤 広光 雇用指導係長 高山 はるみ 電話 026(226)0866 内線 2365

長野県における「外国人雇用状況」の届出状況 （平成30年10月末現在）

～外国人労働者数は17,923人。届出義務化以来、過去最高を更新～

長野労働局（局長 石田 茂雄）はこのほど、平成30年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者・在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は平成30年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

- 長野県内の外国人労働者数は17,923人【全国17番目】（前年17番目）で、前年同期比2,137人、13.5%の増加。また、外国人労働者を雇用している県内事業所数は3,445事業所【全国15番目】（前年15番目）で、前年同期比331事業所、10.6%の増加となった。（平成19年に届出が義務化されて以来、労働者数・事業所数ともに過去最高を更新）。
- 国籍別外国人労働者数では、中国が最も多く4,536人（外国人労働者全体の25.3%）、次いでベトナム3,369人（同18.8%）、フィリピン3,053人（同17.0%）、ブラジル2,853人（同15.9%）の順。対前年伸び率は、ベトナム（40.2%）が高い。
- 在留資格別の外国人労働者数では、「身分に基づく在留資格」が8,629人で前年同期比439人、5.4%の増加、「技能実習」は6,357人で前年同期比1,180人、22.8%の増加、「専門的・技術的分野」が1,501人で前年同期比269人、21.8%の増加などとなっている。

（添付資料）

- ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（平成30年10月末現在）
- ・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（平成30年10月末現在）

「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（平成30年10月末現在）

1 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について（P1）

- ・外国人労働者数は17,923人。前年同期比で2,137人（13.5%）増加。
- ・平成19年に届出が義務化されて以来、4年連続で過去最高を更新した。

【増加した要因】

- ・技能実習制度の活用が進んでいること、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、就労に制限のない身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること等が背景にあると考えられる。

○国籍別の状況（P2）

- ・中国 4,536人（全体の25.3%）[前年同期比 71人（1.6%）増加]
- ・ベトナム 3,369人（全体の18.8%）[前年同期比 966人（40.2%）増加]
- ・フィリピン 3,053人（全体の17.0%）[前年同期比 208人（7.3%）増加]
- ・ブラジル 2,853人（全体の15.9%）[前年同期比 141人（5.2%）増加]

○在留資格別の状況（P3）

- ・身分に基づく在留資格 8,629人（全体の48.1%）[前年同期比 439人（5.4%）増加]
- ・技能実習 6,357人（全体の35.5%）[前年同期比 1,180人（22.8%）増加]
- ・専門的・技術的分野 1,501人（全体の8.4%）[前年同期比 269人（21.8%）増加]
- ・資格外活動（留学） 1,061人（全体の5.9%）[前年同期比 136人（14.7%）増加]

2 事業所の状況

事業所全体の状況について（P1）

- ・外国人を雇用している事業所は3,445か所。前年同期比で331所（10.6%）増加。
- ・平成19年に届出が義務化されて以来、4年連続で過去最高を更新した。

○事業所規模の状況（P5、6）

- ・「30人未満事業所」が最も多く、事業所全体の63.2%、外国人労働者全体の40.7%を占めている。
- ・事業所数は、どの規模においても増加しており、特に「30人未満」規模事業所では、前年同期比で11.7%増加であり、最も大きな増加率。

3 産業別の状況

- ・外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに、製造業が最も多い。
- ・製造業は外国人労働者全体の51.4%。
外国人労働者を雇用する事業所全体の34.7%を占める。
- ・製造業の構成比は前年に比べ減少。
- ・「農業、林業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」等の構成比は外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに増加。

（P4、5）

※ページ数は、別添2「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（平成30年10月末現在）のページに対応している。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (平成30年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は平成30年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものである。

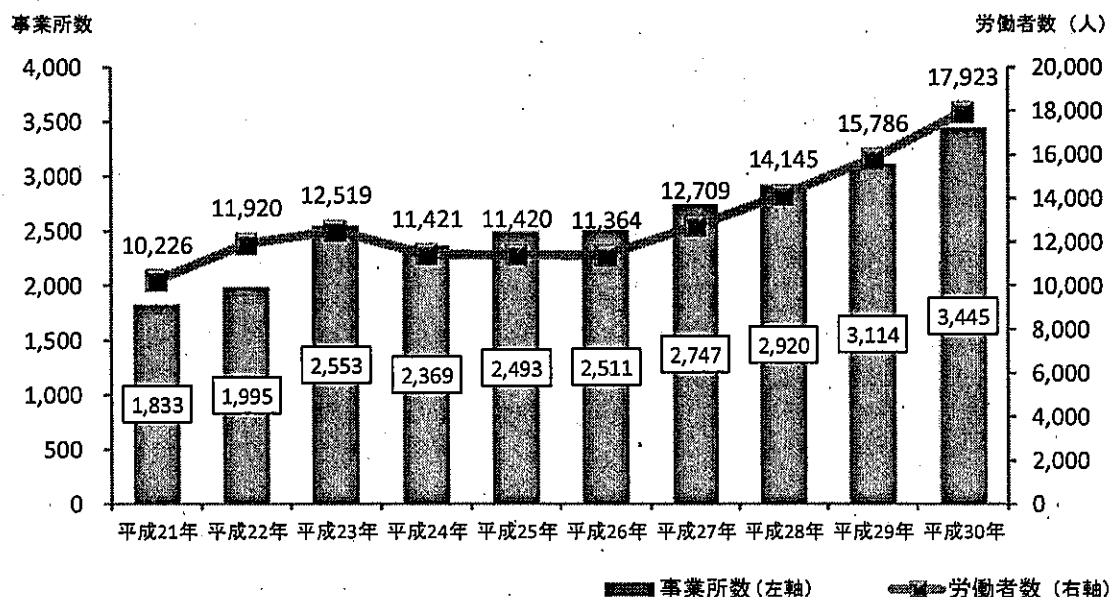
II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成30年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は3,445か所であり、外国人労働者数は17,923人であった。これは平成29年10月末現在の3,114か所、15,786人に対し、331か所（10.6%）、2,137人（13.5%）の増加となった。外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。【図1、別表7-1】

外国人労働者数が増加した要因としては、技能実習制度の活用が進んでいること、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、就労に制限のない身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること等が背景にあると考えられる。

図1 外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 228 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 3,738 人であり、それぞれ事業所全体の 6.6%、外国人労働者全体の 20.9%を占めている。

これは、平成 29 年 10 月末現在の 219 か所、3,427 人に対し、9 か所 (4.1%) の増加、311 人 (9.1%) の増加となっている。【別表 2、3、6、7-1】

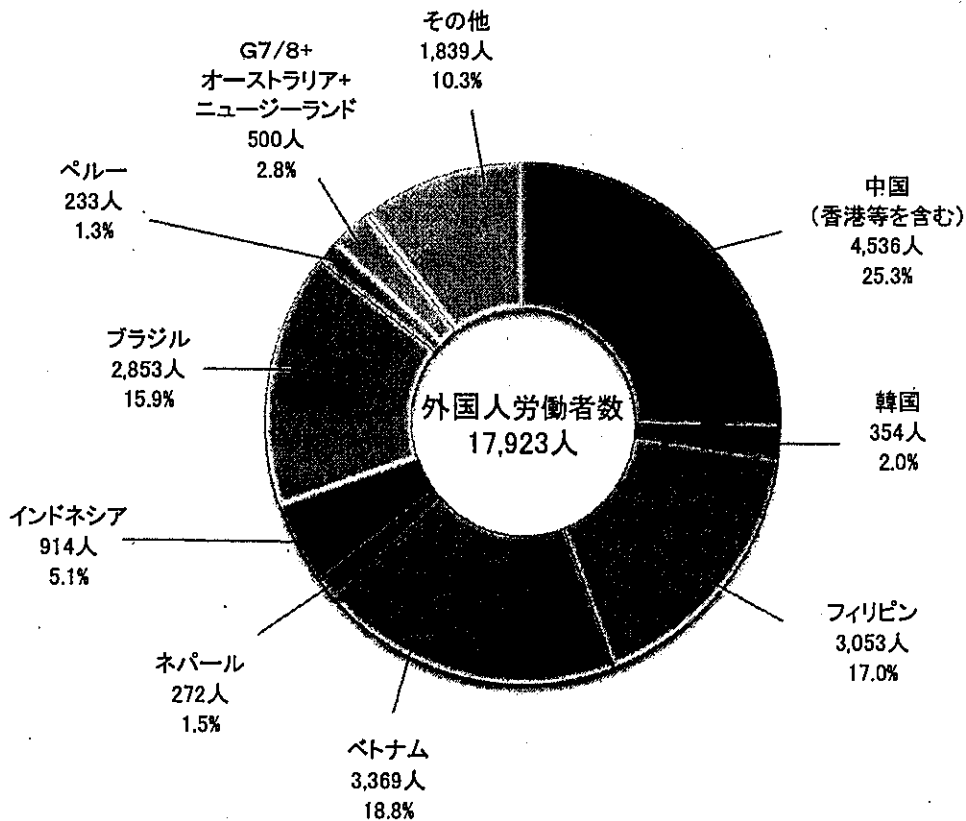
2. 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が最も多く 4,536 人で、外国人労働者数全体の 25.3%を占める。次いで、ベトナム 3,369 人 (18.8%)、フィリピン 3,053 人 (17.0%)、ブラジル 2,853 人 (15.9%) の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で 966 人 (40.2%) と増加率が高く、前年に比べ、外国人労働者数がフィリピン、ブラジルを上回ることとなった。

【図 2、別表 1、7-4】

図 2 国籍別外国人労働者の割合



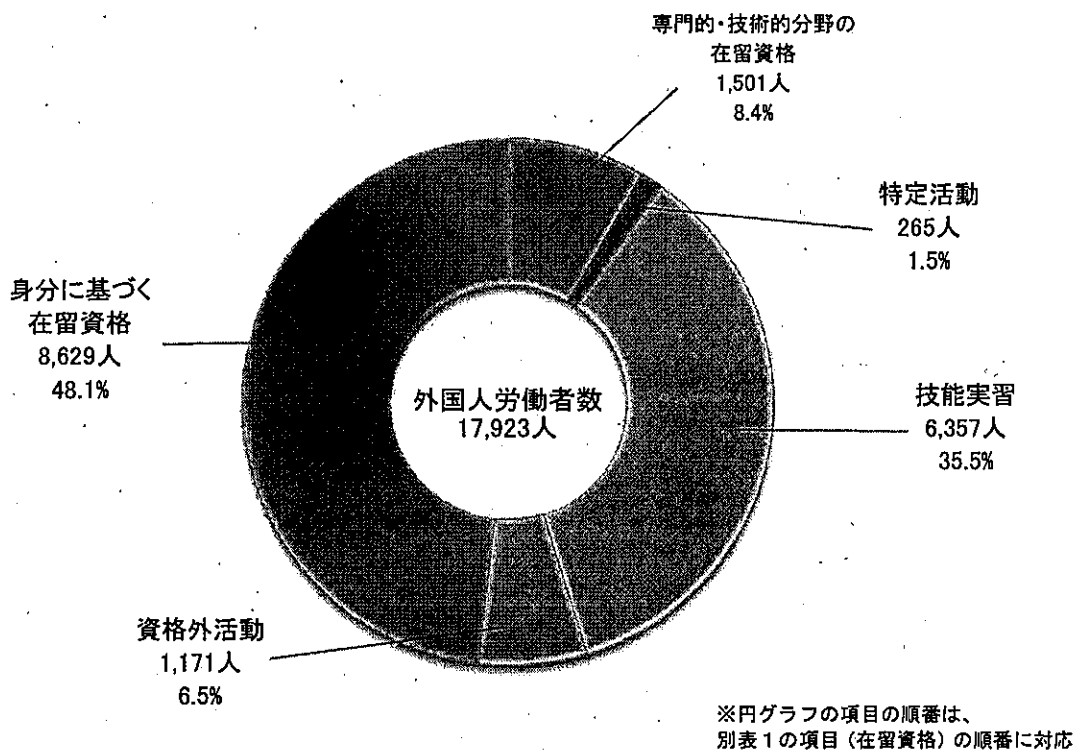
※円グラフの項目の順番は、別表 1 の項目 (国籍) の順番に対応

(注) G7/8 は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格」^(注1)が外国人労働者全体の48.1%を占め、次いで、「技能実習」35.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」^(注2)8.4%、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」が6.5%となっている。

「技能実習」は6,357人と前年同期比で1,180人(22.8%)増加、「身分に基づく在留資格」は8,629人と同439人(5.4%)増加、「専門的・技術的分野の在留資格」は1,501人と同269人(21.8%)増加している。【図3、別表1、7-5】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



(注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興業」、「介護」、「技能」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「身分に基づく在留資格」が43.2%、「技能実習」が40.3%、「専門的・技術的分野の在留資格」が10.3%となっている。

ベトナムは「技能実習」が72.0%、次いで「資格外活動(留学)」が15.0%となっている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」が65.3%であり、「技能実習」が32.0%となっている。

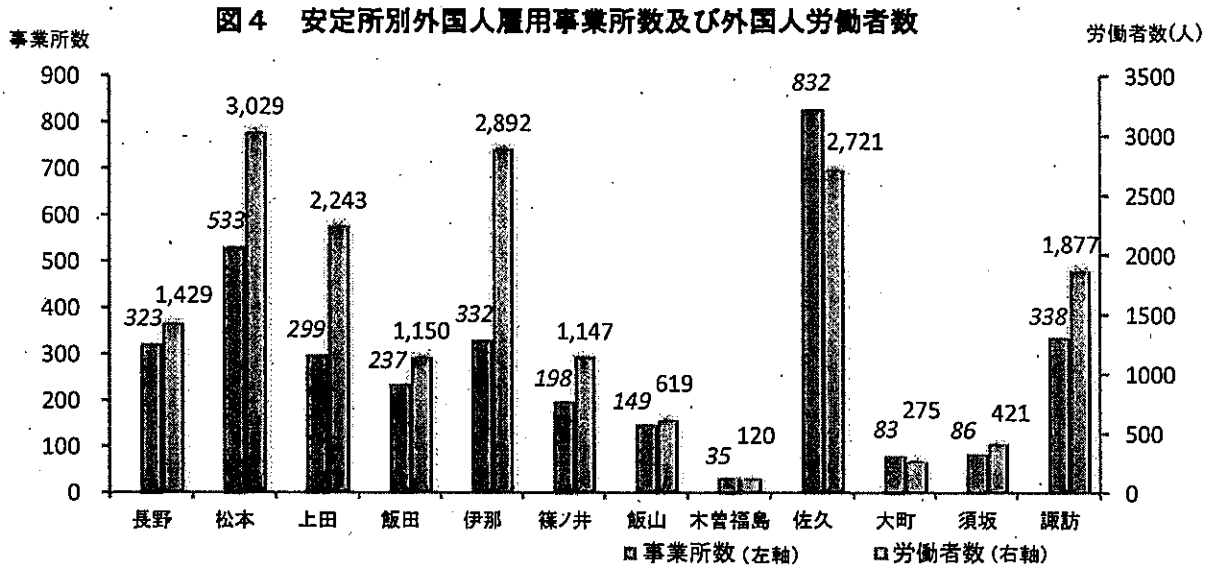
ブラジルは「身分に基づく在留資格」が99.9%を占めており、内訳では「永住者」が最も高く、48.5%となっている。

【別表1】

3 安定所別外国人雇用事業所数・外国人労働者数

(1) 外国人雇用事業所数を安定所別にみると、佐久が24.2%を占め、次いで松本が15.5%となっている。

外国人労働者数を安定所別にみると、松本が16.9%を占め、次いで伊那が16.1%、佐久15.2%^(注)、上田12.5%、諏訪10.5%となっている。【図4、別表2】

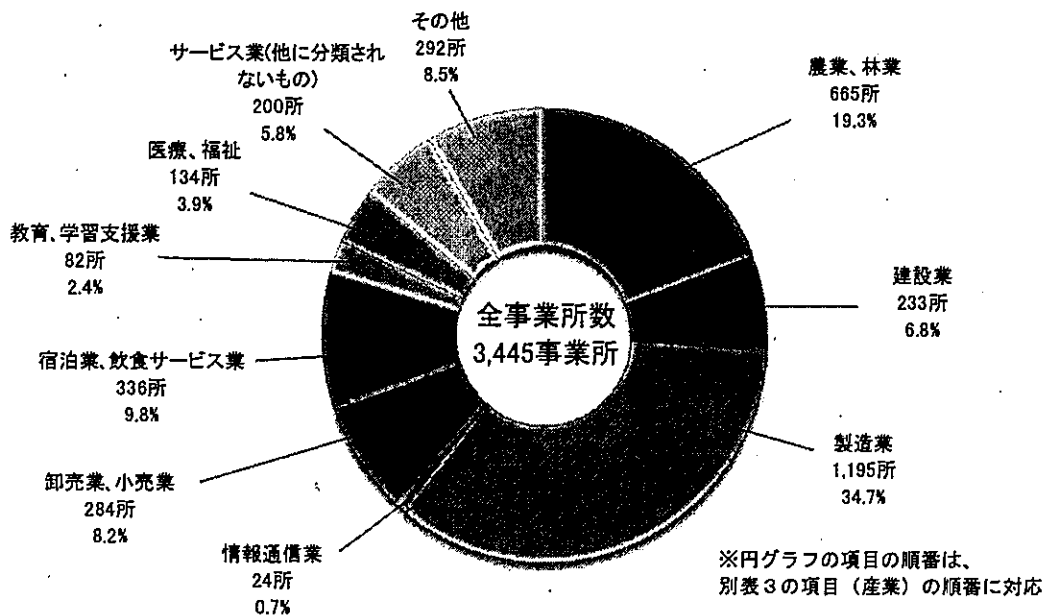


(注) 佐久の外国人労働者数2,721人のうち、1,795人は「技能実習」(うち「農業、林業」1,497人)で受け入れている。

4 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

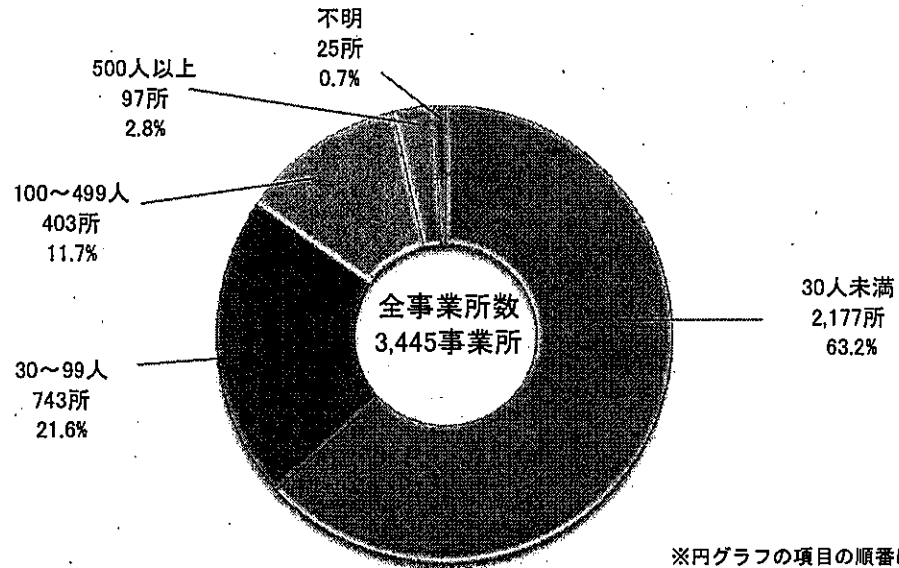
(1) 外国人を雇用している事業所数を産業別にみると、「製造業」が34.7%を占め、次いで「農業、林業」が19.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が9.8%、「卸売業、小売業」が8.2%、「建設業」が6.8%となっている。【図5、別表3】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の63.2%を占める。【図6、別表6】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

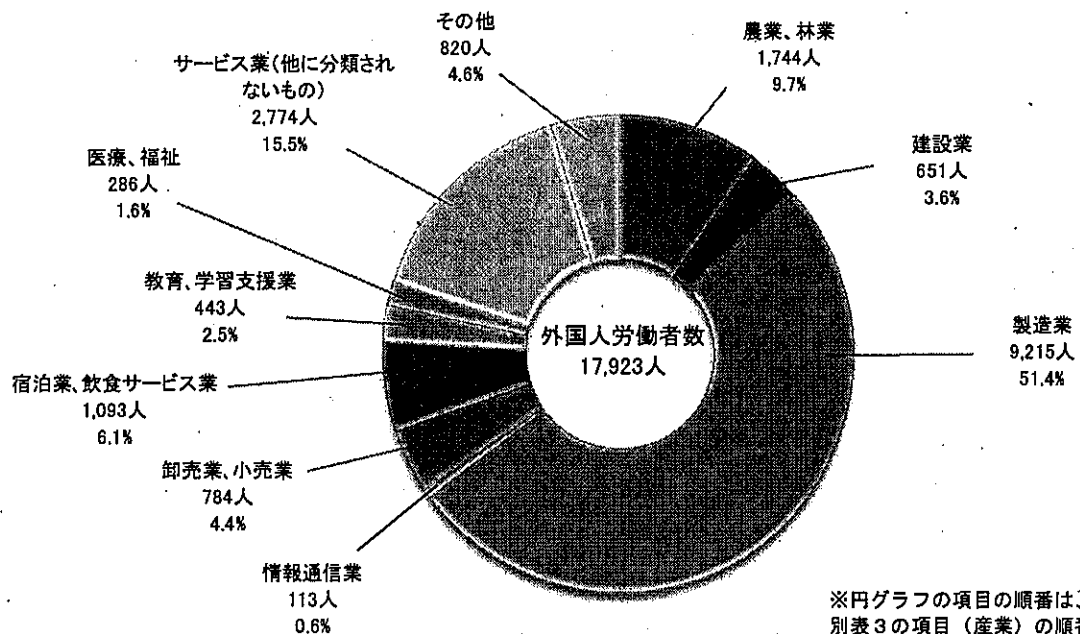


※円グラフの項目の順番は、別表6の項目（事業所規模）の順番に対応

5 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 外国人労働者を産業別にみると、「製造業」が51.4%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」^(注)が15.5%、「農業、林業」が9.7%、「宿泊業、飲食サービス業」が6.1%、「卸売業、小売業」が4.4%となっている。【図7、別表3】

図7 産業別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、別表3の項目（産業）の順番に対応

(注) 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

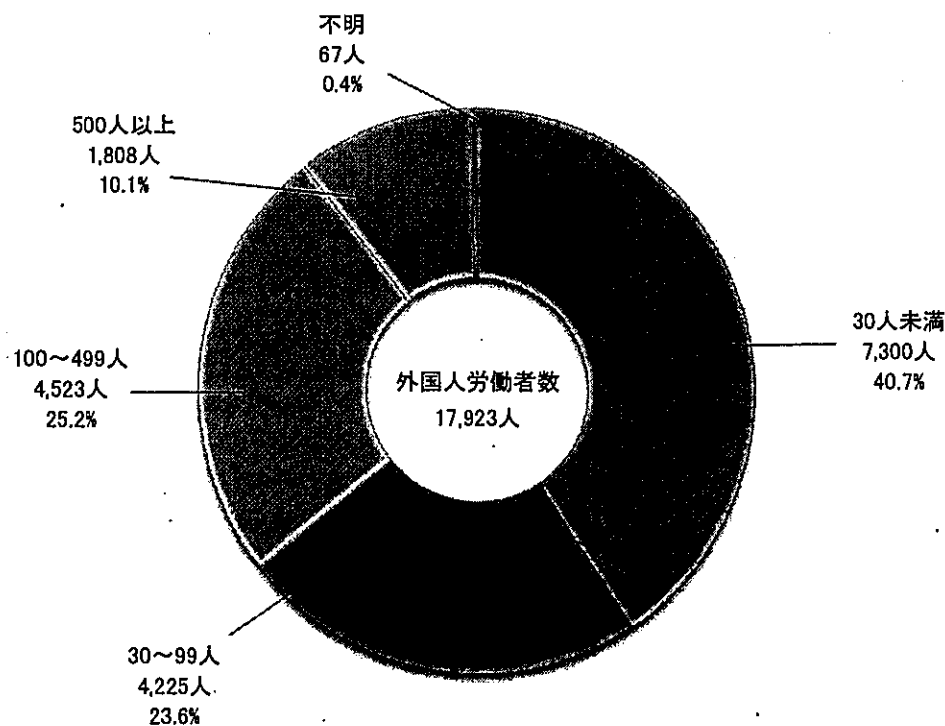
(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が38.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が15.5%、「教育、学習支援業」が15.3%となっている。「技能実習」については、「製造業」が63.0%、「農業、林業」が26.4%となっている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が48.5%「サービス業（他に分類されないもの）」が29.8%となっている。【別表4】

また、国籍別・産業別にみると、G7/8等以外の国籍で「製造業」が最も高い割合を占めており、「製造業」の割合はそれぞれ、インドネシア(67.0%)、ベトナム(61.3%)、中国(54.7%)、ペルー(48.9%)、フィリピン(48.8%)、ブラジル(46.0%)、ネパール(33.1%)、韓国は(28.2%)となっている。G7/8等は、「教育・学習支援業」が41.2%と最も高い割合を占めている。国籍別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の構成比をみると、ブラジルとペルーの構成比が高く、それぞれ58.6%、58.4%と労働者の半数以上を占めている。

【別表5】

(3) 事業所規模別にみると「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の40.7%を占めている。【図8、別表6】

図8 事業所規模別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、別表6の項目（産業）の順番に対応

3 長野県の最近の雇用情勢

資料：企画振興部

1 最近の雇用情勢：有効求人倍率【H31.3月分】(H31.4.26長野労働局) ※発表：毎月

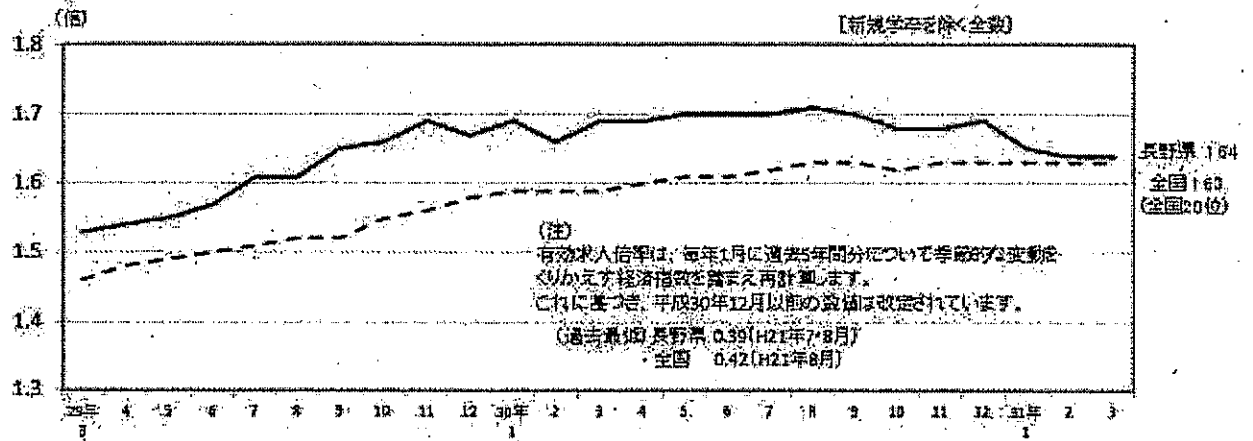
● 雇用情勢は、堅調に推移している。(前回：一層堅調に推移している。)

(1) 有効求人倍率の推移

平成31年3月の有効求人倍率は、1.64倍となり、前月と同水準となった。

		30.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	31.1	2	3
全体	長野県	1.69	1.69	1.70	1.70	1.70	1.71	1.70	1.68	1.68	1.69	1.65	1.64	1.64
	全国	1.59	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63
正社員	長野県	1.06	1.05	1.04	1.09	1.11	1.14	1.16	1.17	1.20	1.25	1.18	1.13	1.09
	全国	1.07	1.02	1.03	1.08	1.11	1.13	1.15	1.15	1.19	1.23	1.21	1.18	1.14

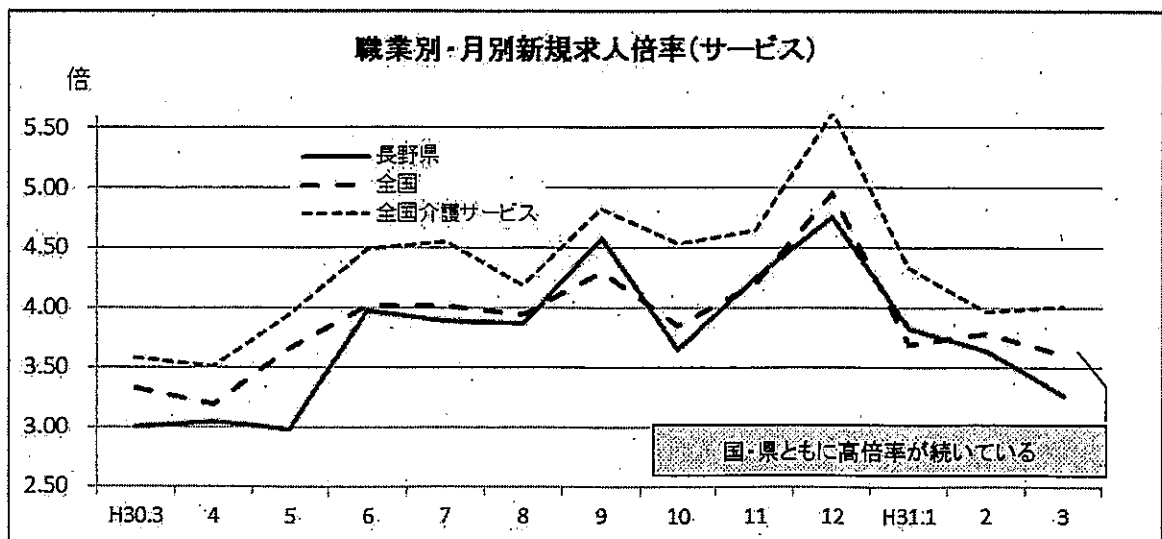
※ 全体は季節調整値、正社員は実数値



(2) 職業別・月別新規求人倍率

[サービスの職業]

	H30.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3
長野県	3.00	3.04	2.98	3.97	3.89	3.87	4.58	3.65	4.25	4.76	3.83	3.64	3.26
全国	3.33	3.19	3.66	4.02	4.02	3.94	4.30	3.85	4.19	4.96	3.69	3.79	3.61
介護サービス	3.58	3.51	3.95	4.49	4.55	4.19	4.82	4.53	4.65	5.63	4.33	3.97	4.01



4 長野県の人口の推移及び将来展望（しあわせ信州創造プラン2.0から抜粋）

第1編 現状と課題

効果的な政策を構築・展開するため、計画の策定に当たり、長野県を取り巻く状況や「しあわせ信州創造プラン」策定時からの環境変化から見えてくる課題、長野県の特徴を県民の皆様と共有します。

第1章 長野県を取り巻く状況

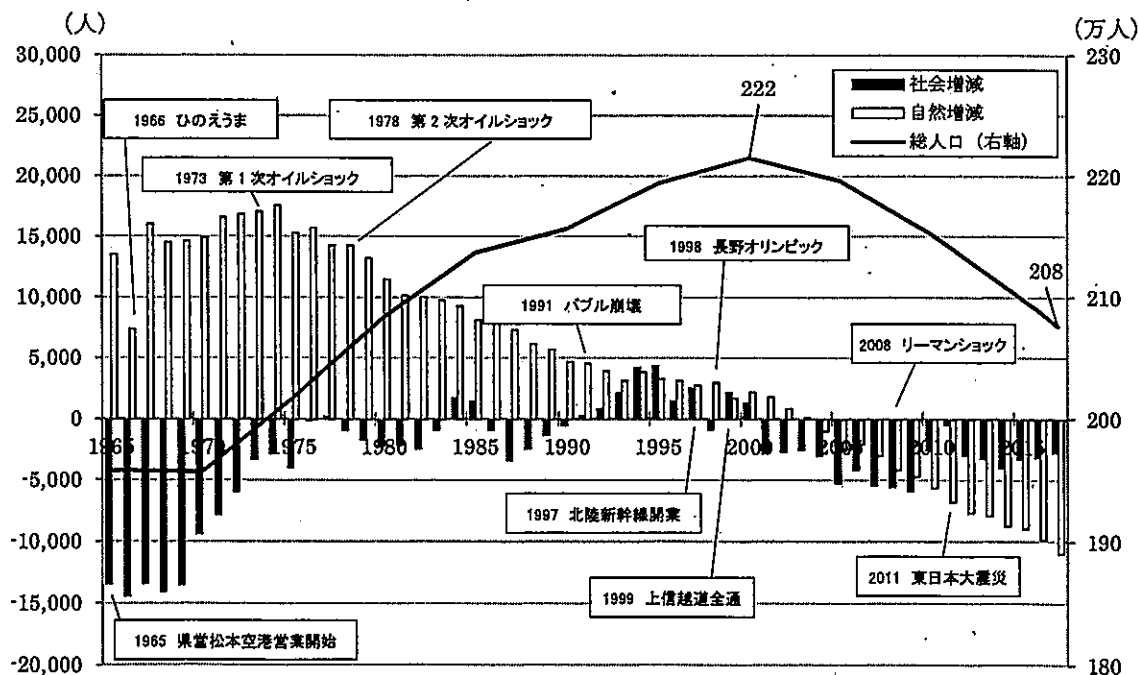
1 急激な人口減少と東京圏への人口流出

(1) これまでの人口の推移

長野県の総人口は2000年を頂点として減少に転じており、2017年の人口は208万人となっています。

出生・死亡による自然増減は、オイルショック以降増加幅が縮小し、2003年からは減少に転じており、減少幅は拡大傾向にあります。転入・転出による社会増減は、高度成長期に大都市圏への大幅な転出超過があった後、1998年の長野オリンピック・パラリンピックに向けた1991年から1997年までは転入超過となっていますが、2001年からは再び転出超過に転じています。2004年以降は自然減と社会減が相まって減少幅は拡大傾向にあります[図1]。

図1 長野県人口の推移

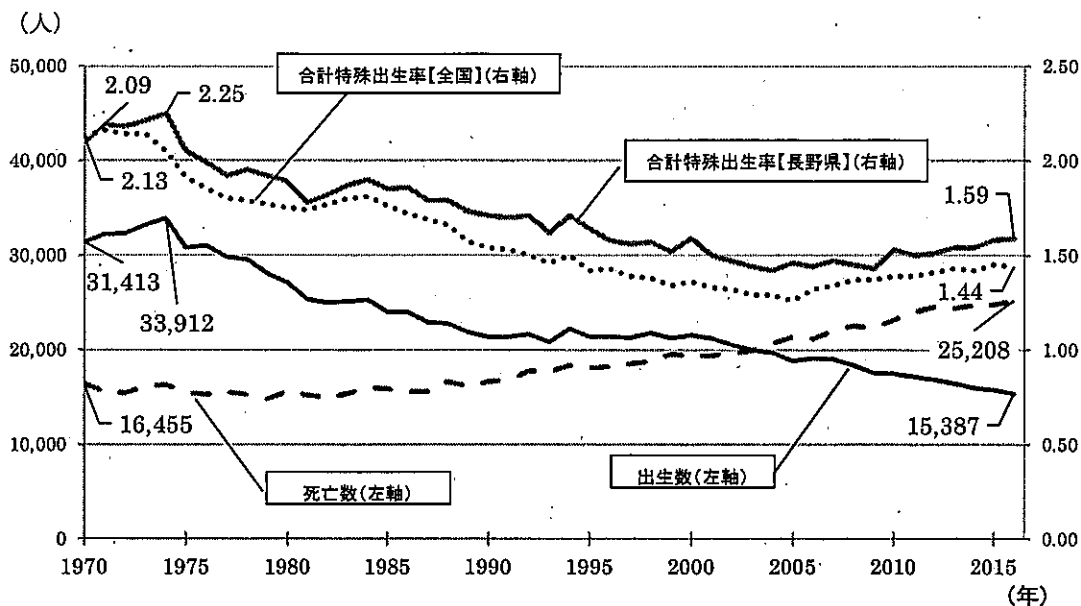


出典：国勢調査（総務省統計局）、毎月人口異動調査（長野県企画振興部）

自然増減について見ると、出生数は第2次ベビーブーム（1971年～1974年）以降減少し、2003年には死亡数が出生数を上回り、その差は拡大傾向にあります[図2]。

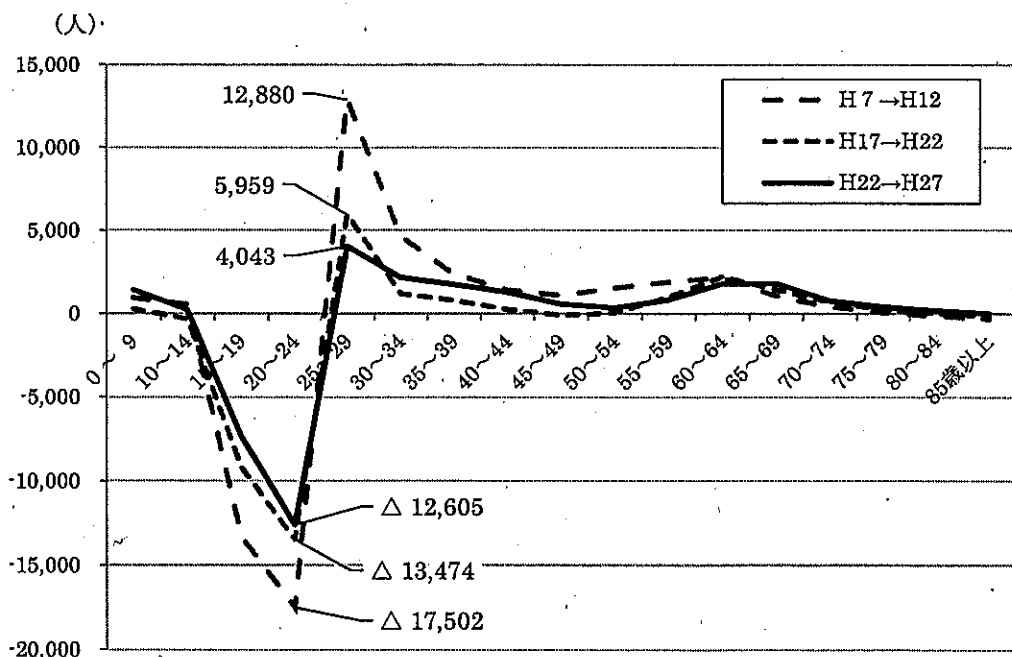
社会増減について見ると、進学・就職期（15歳～24歳）に転出のピーク、就職U・Iターン期（25～29歳）に転入のピークがある状況は変わりませんが、就職U・Iターン期の転入傾向が弱まっています[図3]。

図2 合計特殊出生率と出生数・死亡数



出典：出生数・死亡数は毎月人口異動調査（長野県企画振興部）、合計特殊出生率は人口動態統計（厚生労働省）

図3 年齢層別転出入者数（国内移動）



出典：国勢調査（総務省統計局）

(2) 長野県人口の将来展望

少子化の進展により、我が国の人口は今後も減少が続きます。国、県、市町村が「地方創生」に取り組み、一部に地方回帰の動きがみられるものの、東京圏への人口の一極集中は依然として進んでいます。

本県の人口は、信州創生戦略（平成 28 年 3 月）に沿って人口減少に歯止めをかける政策を講じることにより、将来、合計特殊出生率が回復（2025 年に県民希望出生率である 1.84、2035 年に人口置換水準である 2.07）し、社会増減がゼロ（2025 年に転入・転出が均衡）となった場合でも、2080 年頃に 150 万人程度で定常化するまで減少し続

ける見込みです[図4]。

世帯数は、2015年の81万世帯から2060年には60万世帯に減る見込みです[図5]。

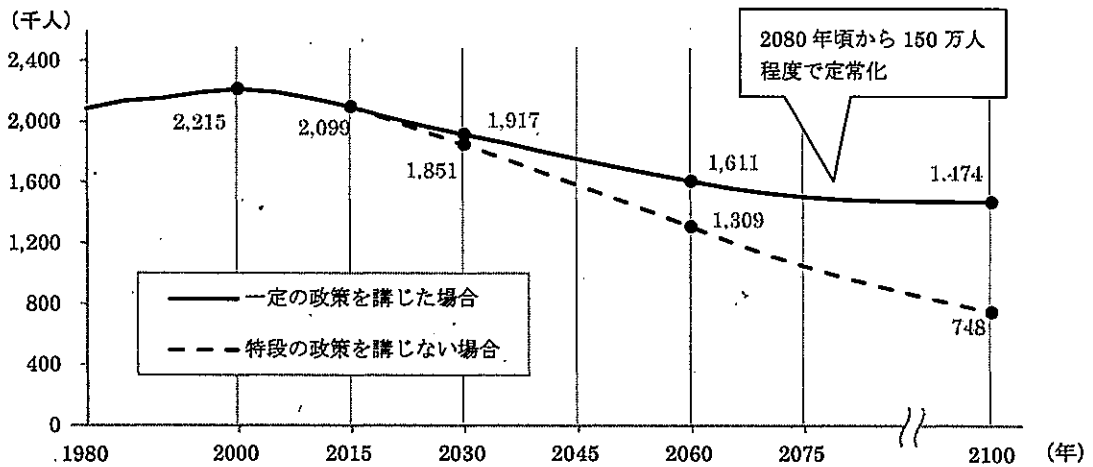
また、生産年齢人口（15歳～64歳人口）についても、2015年の120万人から2060年には84万人に減少する見込みです[図6]。

このような人口等の減少、特に生産年齢人口の減少が、地域社会や産業の担い手不足、需要の減退につながり、その結果、地域活力の低下を招くことが懸念されます。

〔課題〕

- ・ 社会保障やインフラ整備などについて、人口減少下でも持続可能な仕組みとすることが求められます。
- ・ 担い手が不足する中で、一人ひとりが経験や知識を最大限に発揮し、地域活力の維持・向上につなげていくことが不可欠です。
- ・ 人口減少に歯止めをかけるために、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てができ、多様な人材が定着する環境をつくることが求められます。
- ・ 国・地方の財政が持続できず、安定的に行政サービスを提供できなくなる懸念があります。

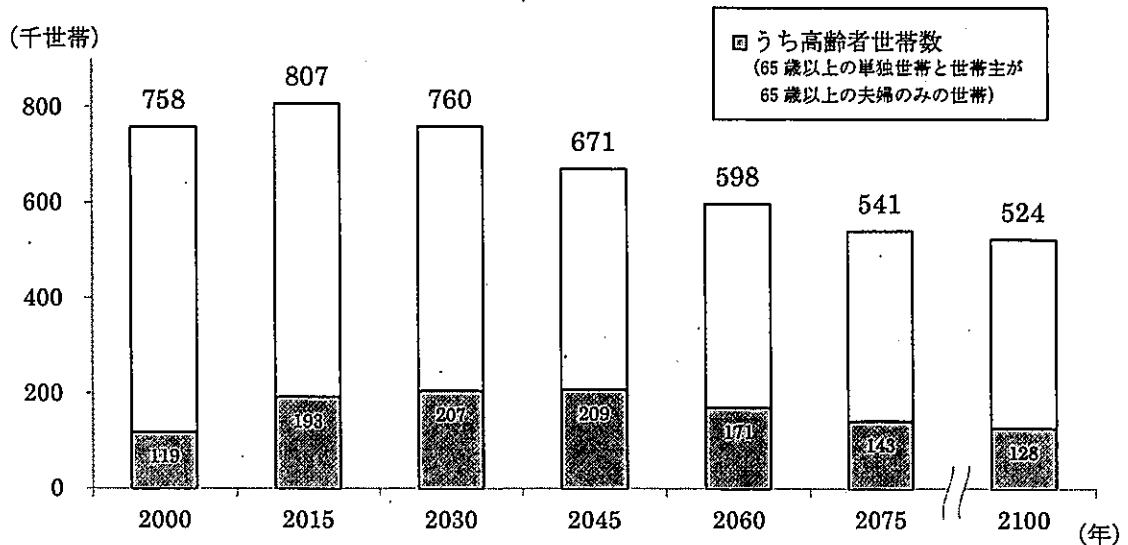
図4 長野県人口の将来展望



出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計

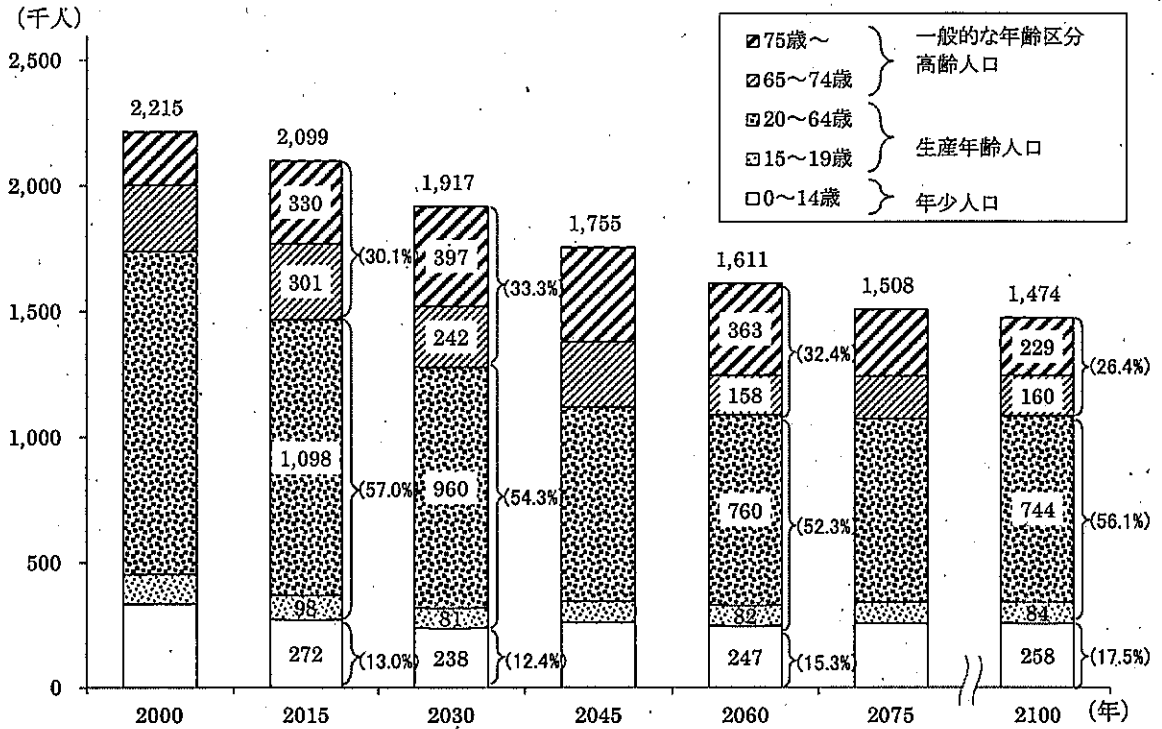
「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計
 「特段の政策を講じない場合」は、「日本の地域別将来推計人口 平成25年3月」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に現状の継続を前提として推計

図5 長野県の世帯数の推移



出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計（一定の政策を講じた場合の推計人口と「日本の世帯数の将来推計 都道府県別推計」（国立社会保障・人口問題研究所）の世帯主率を基に推計）

図6 長野県の年齢区別の人口推移

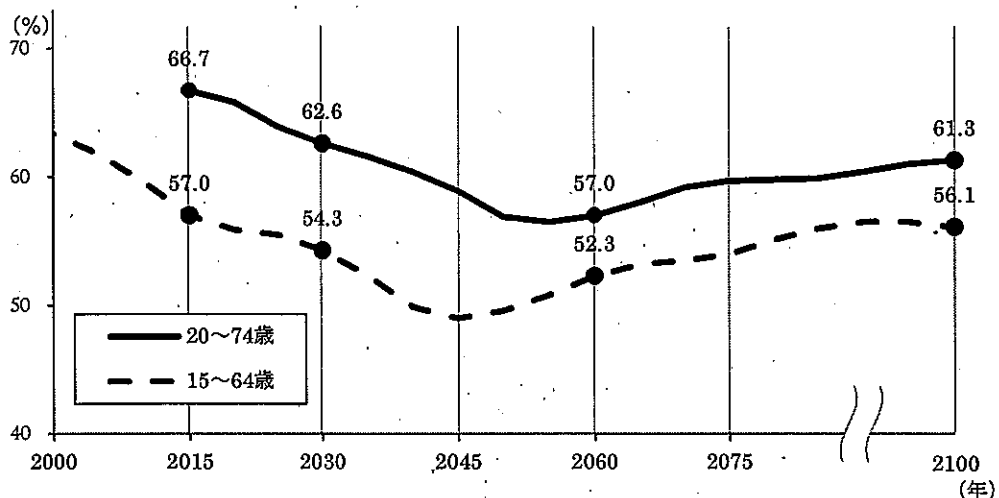


出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計（一定の政策を講じた場合）

生産年齢人口の割合は2015年では57.0%ですが、2060年には52.3%に低下すると見込まれています。一般的な年齢3区分における生産年齢人口は15～64歳とされていますが、高校や大学等への進学率が高くなり、平均寿命や健康寿命が伸長してきている現在においては、県民の実生活を反映しきれていない面もあると考えられます。そこで、仮に生産年齢人口を「20～74歳」と捉えると、2060年におけるその割合は、57.0%となり、長期的には、60%程度で定常化すると見込まれます[図7]。

こうしたデータも踏まえ、人口減少下での地域社会の活力を確保し、人生100年時代を見据えた多様な人生設計を可能とするため、知識や経験を活かして生涯活躍できる社会づくりに取り組んでいきます。

図7 社会情勢を反映した生産年齢人口割合の推移（統計上の年齢区分との比較）



出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計（一定の政策を講じた場合）

「20～74歳人口」は、平均寿命や健康寿命の延伸など県民の実生活を反映したもの

「15～64歳人口」は、統計上一般的な年齢3区分による生産年齢人口